

教育における科学的研究の実施に関する指針

子どもみんなプロジェクト

子どもみんなプロジェクトでは、その目的に則り、子どもの発達に関わる研究者間の連携、教育現場における科学的研究および研究成果の活用を推進する。

この際、より質の高い研究の実施と、児童生徒と保護者の人権及び個人情報の保護を両立するために、参加する研究者及び教育現場に携わる教育委員会関係者及び教師が守るべき指針を明らかにすることとした。

なお、研究に際しては、各実施大学及び研究機関がそれぞれ倫理委員会の承認を得ることを前提とし、各実施大学及び研究機関の指針及び決定を優先することとする。

A. 研究者が守るべき指針

1. インフォームドコンセント及び個人情報の保護について

- (1) 研究者等は、研究を実施するにあたり、原則として予めインフォームドコンセントを取得しなければならない。

ただし、児童生徒が研究の趣旨を十分理解したうえで研究への参加同意を判断することが困難であると考えられる場合、保護者への通知と説明をもって代諾とする。この際、児童生徒に関する資料や情報を研究に使用することを望まない場合、いつでも使用を停止することができる旨を明記し、特に申し出がない限り、同意を得られたものとみなす。

- (2) 学校が管理する、個人情報を含まない児童生徒に関する情報については、校長をインフォームドコンセントの対象者とする。

2. 研究者間のデータの共有について

- (1) 各大学及び研究機関が取得したデータについては、子どもみんなプロジェクトに関わる研究であることについてインフォームドコンセントが得られており、各大学及び研究機関の倫理委員会の承認を得ている場合に限り、本プロジェクトに参加する研究者間でのデータ共有及び共同研究を行うことができるものとする。

3. 研究成果の活用について

- (1) 各大学及び研究機関は、研究成果を教育現場に携わる教育委員会関係者及び教師に伝える際、研究の本来の目的と異なる使い方や解釈が起きないように十分に配慮し、以下の事項について丁寧に説明をし、研究成果が正しく活用されるように努めなければならない。
 - ・ 学校や学級、児童生徒、教師個人の順列を決めること及び評価を行うことを目的に研究成果を用いないこと。
 - ・ 研究者が提供する研究成果を歪めて（一部の結果のみを提示する、結果を一義的に解釈する、過大な解釈をするなど）使用しないこと。
 - ・ 研究で用いられた質問紙等を許可なく使用しないこと、また改変して使用しないこと。
 - ・ 科学的に開発された尺度を、その尺度使用の基準や指針に反して使用しないこと。

B. 教育現場に携わる教育委員会関係者及び教師が守るべき指針

1. インフォームドコンセント及び個人情報の保護について

- (1) 学校現場に携わる教育委員会関係者及び教師は、研究に参加するにあたり研究の趣旨を、児童生徒へ正しく説明するとともに、保護者への通知と説明を行わなければならない。保護者からの異議の申し出等があった場合は、速やかに研究者等に通知をするなど、対応をしなければならない。

2. 研究者間のデータの共有について

- (1) 子どもみんなプロジェクトに関わる研究に参加し、提出したデータについては、子どもみんなプロジェクトに関わる他の大学及び研究機関においてデータ共有及び共同研究が行われる場合があることを、児童生徒及び保護者へ正しく説明するとともに、異議の申し出

等があった場合には、速やかに対応しなければならない。

3. 研究成果の活用について

- (1) 学校やそれを管轄する教育委員会等は、研究結果を児童生徒への教育の改善のために使うことができる。ただし原則として、次のように使用することはできない。
 - ・ 学校や学級、児童生徒、教師個人の順列を決めること及び評価を行うことを目的に研究成果を用いること。
 - ・ 研究者が提供する研究成果を歪めて（一部の結果のみを提示する、結果を一義的に解釈する、過大な解釈をするなど）使用すること。
 - ・ 研究で用いられた質問紙等を許可なく使用すること、また改変して使用すること。
 - ・ 科学的に開発された尺度を、その尺度使用の基準や指針に反して使用すること。

初版：平成29年10月6日